

青梅市選挙管理委員会告示第 12 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 11 項および第 5 条第 15 項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

青梅市選挙管理委員会

18,409